

## 第8章 登録料等の現金納付制度の導入

### I. 従来の制度と改正の背景

従来の工業所有権制度における料金納付方法は、特許印紙による納付に限定されていたため、申請人にとって、特許印紙を購入・貼付し特許庁に持参又は郵送する事務負担が大きく、また、手続を行う際の安全面についても考慮する必要があった。

そこで、これらの点を改善するため、特許印紙による納付に限定していた従来の制度に加えて、工業所有権に係る料金を、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）を通じ現金で特許庁に納付できる制度を創設し、納付者が料金納付方法を選択できることとした。

### II. 改正の概要

今回の改正法で導入した現金納付制度は、次のとおりである。

- ① 現金納付の対象は、工業所有権に係る登録料及び手数料とすることとした。
- ② 現金納付は追加的に創設された制度であり、特許印紙についても従来どおり利用可能とした。
- ③ 現金納付に関する詳細な手続については、通商産業省令で別途規定することとした。

### III. 商標法の改正条文の解説

(登録料)

**第四十条** (第一項から第三項まで略)

4 第一項又は第二項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

本条は、商標登録の登録料についての規定である。

第4項は、ただし書を追加することで、登録料の納付について、従来の特許印紙に加えて、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）へ現金により納付することを可能としたものである。

ここで、「通商産業省令で定める場合」及び「通商産業省令で定めるところにより」とは、現金納付制度を利用するためには、事前に特許庁長官への届け出が必要となることから、「通商産業省令で定める場合」とは一定の届出手続がなされている場合を指し、「通商産業省令で定めるところにより」とは、日本銀行歳入代理店等現金納付のできる場所、納付書の様式等納付手続の詳細を指すものである。

なお、この現金納付を行う場合にあっては、国の歳入金を日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）へ納付するため、振込手数料は不要である。

(登録料の分割納付)

**第四十一条の二** (第一項から第四項まで略)

5 第四十条第三項及び第四項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

(第六項略)

本条は、商標の登録料について分割して納付することができる旨を規定したものである。

第5項は、国に属する商標権は登録料の納付が不要である旨の規定、及び從

来の特許印紙による納付に加えて現金により登録料を納付できる旨の規定を登録料の分割納付制度においてもそれぞれ準用したものである。

(割増登録料)

第四十三条 (第一項から第三項まで略)

4 前三項の割増登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

本条は、商標登録の割増登録料について規定したものである。すなわち、納付期限経過後6月以内又は不責事由による商標権の回復のための期間内に登録料を納付する者は通常の登録料の他に、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない旨を規定している。

第4項は、割増登録料の納付についても、第40条第4項の登録料の納付の場合と同様に、特許印紙による納付に加えて現金による納付も可能としたものである。

(登録料)

第六十五条の七 (第一項及び第二項略)

3 第四十一条第三項及び第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

本条は、防護標章の登録料についての規定である。

第3項は、国に属する商標権は登録料の納付が不要である旨の規定、及び從来の特許印紙による納付に加えて現金により登録料を納付できる旨の規定を防護標章の登録料においてもそれぞれ準用したものである。

(手数料)

**第七十六条** （第一項から第三項まで略）

4 第一項又は第二項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

（第五項以下略）

本条は、手数料について規定したものである。

第4項は、手数料についても、従来の特許印紙による納付に加えて、現金による納付も可能としたものである。

**【関連する特許法、実用新案法、意匠法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正】**

◆**特許法第107条（特許料）、第112条（特許料の追納）及び第195条（手数料）**

特許料、割増特許料及び手数料の納付について規定した特許法第107条第3項、第112条第3項及び第195条第5項の規定についても、商標法と同様の改正を行った。

◆**実用新案法第31条（登録料）、第33条（登録料の追納）及び第54条（手数料）**

登録料、割増登録料及び手数料の納付について規定した実用新案法第31条第3項、第33条第3項及び第54条第4項の規定についても、商標法と同様の改正を行った。

◆**意匠法第42条（登録料）、第44条（登録料の追納）及び第67条（手数料）**

登録料、割増登録料及び手数料の納付について規定した意匠法第42条第4項、第44条第3項及び第67条第4項の規定についても、商標法と同様の改正を行った。

◆**工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第40条（手数料）**

手数料の納付について規定した工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第40条第4項の規定についても、商標法と同様の改正を行った。

(参考) 現金納付制度の概要

現金納付に関する具体的な手続については、「工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令」(通商産業省令第64号)及び「特許法等に基づく手数料等の納付手続の特例に関する省令」(大蔵省令第55号)に定められているところ、その概要は次のとおりである。

1. 現金納付の手続

(1) 事前手続

- ① 現金納付の希望者は、特許庁長官に対し現金納付に係る識別番号の付与を請求する。
- ② 特許庁長官は、当該請求者に対して識別番号（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第3条に規定する識別番号と同じ番号）を付与し、通知する。
- ③ 識別番号を付与された者は、特許庁長官に対し納付書の交付を請求する。（識別番号付与請求書により納付書交付請求を併せて行うことは可能）
- ④ 特許庁長官は、当該請求者に対し、住所・氏名・識別番号・納付書番号等の必要事項を印刷した4枚綴りの納付書を交付する。

(注) 現金納付に係る識別番号付与請求書の受付は、平成8年10月1日より開始している。

(2) 納付手続

出願人等申請者は、特許庁より交付された納付書に、納付日の属する年度(毎年4月1日～翌年3月31日)、納付金額及び納付すべき手続の種類等を記載し、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）窓口へ当該手続に係る手数料等を納付して、領収証書及び納付済証（特許庁提出用）を受領する。この際、振込手数料は不要である。

(注)  
・都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫等金融機関の大部分の店舗が歳入代理店になっている。（全国に2万ヶ所以上）  
・郵便局からの納付はできない。  
・現金を特許庁へ持参し、又は郵送することにより納付することはできない。

・現金による予納はできない。

(3) 出願書類等の申請手続

- ① 書面・FDによる手続の場合、納付済証（特許庁提出用）を手続書面に添付して特許庁に提出する。
- ② オンライン手続の場合、当該手続に係る手数料等を納付した納付書に記載された納付書番号を記録するとともに、納付済証（特許庁提出用）を手続補足書により、特許庁へ提出する。
- ③ 現金納付の場合は、「手数料等の日本銀行への納付」及び「手続書類の特許庁への提出」が完了した時点で納付が行われたものとする。
- ④ 一つの手続に係る手数料等を納付する場合において、現金納付と特許印紙による同時納付の併用、又は現金納付と予納した見込額からの納付の併用はできない。

(4) 手数料等の返還の手続

日本銀行へ納付した手数料等に対応する手続を行わなかった場合の、納付した手数料等の返還については、当該手数料等を日本銀行へ納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

なお、上記手数料等の返還手続は、従来の過誤納の場合の「既納手数料等返還請求書」に領収証書及び納付済証（特許庁提出用）を添付して行うこととなる。

## 2. 現金納付の対象となる料金

今回導入される現金納付制度は、以下の料金を除いた工業所有権に関する全ての料金について利用可能である。

〈現金納付制度を利用することがござない料金〉

- ① 電子出願端末を使用して納付手続を行う場合の特許料、実用新案登録料、意匠登録料、商標登録料
- ② 電子出願端末を使用して行う次の手続に関する手数料
  - ・平成2年12月1日以降の特許、実用新案の出願に関する書類の証明請求
  - ・平成2年12月1日以降の特許、実用新案の出願に関する書類の閲覧請

## 求

- ・平成2年12月1日以降の特許、実用新案の出願に関する書類の交付請求
- ・磁気原簿記録事項の証明請求
- ・磁気原簿記録事項の交付請求
- ③ 代理上試験受験手数料
- ④ 特許微生物寄託手数料
- ⑤ 特許、実用新案の出願を書面により行った場合の電子化手数料
- ⑥ 特許権の移転登録等の際に必要な登録免許税

## 3. 現金納付手続フロー

